

「輸入承認申請理由書（特定水銀使用製品等申請用）」 記載要領

※基本的注意事項

- ・ 用紙の大きさはA列4番とします。
- ・ 記載にあたっては、日本語又は英語で記載してください。

「申請者名」欄

申請者が法人の場合はその名称及び代表者名（代表権のある者の役職名、氏名）を、申請者が個人の場合はその個人名を記載するとともに、住所、担当者名等も併せて記載してください。

1. 輸入貨物の概要

(1) 貨物名、数量等

実際に輸入する貨物の貨物名、型及び等級（規格）及び数量を記載してください。

型及び等級（規格）欄は、濃度又は等級があれば記載してください。

(2) 当該貨物の輸入統計品目番号（HSコード）

当該輸入貨物に係る輸入統計品目番号（9桁）を記載してください。

(3) 輸入予定時期

当該貨物の実際の輸入が予定されている時期を記載してください。

(4) 輸入公表に該当する具体的理由

当該貨物が特定水銀使用製品又はこれを部品として使用する製品であることについて、具体的に記載してください。

例：酸化銀電池における水銀の含有量が全重量の●パーセントであるため。

(5) 輸入の承認要件に適合するとした具体的理由

輸入貨物が本注意事項3 輸入承認基準（水俣条約附属書A柱書き）で認められた要件に適合することについての説明を具体的に記載してください。

例：特定水銀使用製品等の輸入であって、条約で認められた用途（水俣条約附属書A柱書き）※のうち、○○○○○○○○○……に該当する。

※条約で認められた用途については、別紙を参照してください。

2. 製造業者

当該輸入貨物の製造業者の名称、住所、担当者名等を記載してください。

3. 輸出者

輸入契約の相手方（輸出者）について記載してください。

4. 輸入者

当該貨物を輸入しようとする者の名称、住所、電話番号等を記載してください。

5. 中間取引者

輸入者から最終需要者までの間に商社、卸売業者等中間取引者が存在する場合は記載してください。複数存在する場合は、欄を追加して記載してください。

6. 最終需要者

- (1) 当該輸入貨物を消費又は加工する者について記載してください。複数存在する場合は、欄を追加して記載してください。
- (2) 保管場所住所及び使用工場住所が最終需要者住所と同じ場合は「最終需要者住所と同じ」と記載し、異なる場合はそれぞれの住所を記載してください。
- (3) 事業内容欄には、最終需要者がどのような製品を製造又は取り扱っているか等具体的に記載してください。
- (4) 最終用途欄には、当該輸入貨物がどのような目的、用途に使用され、どのような機能を果たすのか等を具体的に記載してください。

例 1 : 自動車に組み込まれた画像表示装置の交換修理のために、液晶表示部分のバックライトとして使用する。交換修理に用いる当該輸入貨物（冷陰極蛍光ランプ（CCFL））の 1 個当たりの水銀の含有量は●ミリグラム、長さは●●ミリメートル。

例 2 : ●●に関する研究において、●●の水銀含有量を測定するために使用する。

7. 当該貨物の輸入実績

過去に、当該貨物と同一の貨物、同一の輸入者及び同一の最終需要者について輸入承認実績がある場合、直近のものから記載してください。

8. その他（当該貨物の輸入に関する今後の見通し等）

当該輸入貨物の今後の輸入見通し等があれば、具体的に記載してください。その他特記事項があれば記載してください。

別紙

水俣条約で認められた用途の解釈は以下のとおりです。

①市民の保護及び軍事的用途に不可欠な製品

○国の防衛、治安の維持、国民の生命・身体・財産の保護等のための活動で使用する製品を想定しています。ただし、これらの活動を行う組織が使用する製品であっても、市民の保護等とは直接的に関係がない用途で使用する一般的な製品（例：事務室の照明ランプ等）は「不可欠な製品」には該当しません。

②研究、計測器の校正及び参照の標準としての使用を目的とする製品

○研究室等で使用する製品であっても、研究等とは直接的に関係がない用途で使用する一般的な製品（例：事務室の照明ランプ等）は「研究を目的とする製品」等には該当しません。

○「研究」とは、官公立、民間を問わず学校、研究所、試験所、検査機関における試験、実験、研究、開発、検査等の行為を想定しています。

○「計測器の校正」とは、計測器の指示値と標準によって実現される値との間の関係を確定する一連の作業（トレーサビリティが確保された標準による作業を含む。）を想定しています。

○「参照の標準」とは、計器、実量器又は標準物質を校正又は検査するために用いる標準を想定しています。

③水銀を含まない実現可能な代替製品によって交換することができない場合におけるスイッチ及び継電器、電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光ランプ（CCFL）及び外部電極蛍光ランプ（EEFL）並びに計測器

○規制開始日前に製造された製品の交換用部品（部品交換・維持管理・改修等）であっても、例えば口金がカスタム仕様であるなどにより無水銀の製品（水銀含有基準があるものは基準適合品）に交換のきかないものなどは、「水銀を含まない実現可能な代替製品によって交換することができない」ものに該当する可能性があります。個別の状況に照らし都度判断します。一方、日本国内の規制開始日以降に（国外で）製造される製品の交換用のものは、該当しないものとして取り扱います。

○「電子ディスプレイ」とは、テレビジョン受信機、電子機器（デジタルカメラ、カーナビゲーションシステム等）の表示部、産業用機械の制御盤における表示部等を指すと考えられます。蛍光ランプやディスプレイ装置の製造事業者の間では、「図形・文字・画像等を表示する、表示部が電子部品で構成された表示装置」を意味する用語として一般的に用いられています。パソコンのモニタ等の独立して売買の対象となる製品そのものに限られず、工作機械の制御盤の表示部等の、他の製品の一部も含まれます。

④伝統的な慣行又は宗教上の実践において使用される製品

○「伝統的な慣行」としては、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第2条第1項各号に規定する文化財の修復・復元等や、伝統的な技術・技法が用いられた建造物、絵画、彫刻、工芸品等の建造・制作・創作・模写・模造・修復・復元等が想定されます。

○「宗教上の実践」としては、宗教団体が特に宗教上の行為、儀式行事及び教誨（きょうかい）等のために使用する物品等が想定されます。

⑤保存剤としてのチメロサルを含むワクチン

○「保存剤としてのチメロサルを含むワクチン」は、水俣条約附属書の適用除外となっています。駆除剤、殺生物剤及び局所消毒剤に関してそれ以外の適用除外は条約上明文化されておらず、チメロサルを駆除剤、殺生物剤及び局所消毒剤として使用する場合は、条約の規制対象となり得ます。条約附属書における「殺生物剤」には、医薬品及びワクチン中の保存剤を含みません。

○チメロサルを保存剤以外の目的で医薬品に使用している例も確認されていますが（アレルギー検査薬におけるアレルゲン）、これについては、駆除剤、殺生物剤及び局所消毒剤には該当せず、水俣条約の適用対象外です。

⑥非電気式の計測器（水銀を含まない適当な代替製品が利用可能でない場合において大規模な装置に取り付けられたもの又は高精密度の測定に使用されるもの）

○「非電気式の」とは、製品の利用に当たって電気を用いない方式のものを指すと考えられます。「電気式の計測器」は、何か少しでも電気を使っているものまで含まれていると解釈するのは適当ではなく、計測するために電気式とする必要があるものを指すと考えられます。測定のために電気式であることを要しない製品は「電気式」に該当せず、特定水銀使用製品に該当します。

○「水銀を含まない適当な代替製品が利用可能でない場合において大規模な装置に取り付けられたもの…を除く。」については、同一の製品であっても取り付ける対象となる装置等によって代替製品の利用可能性に差異が生じ得、当該規定による適用除外の範囲を外形的に判断することが困難であるため、審査時において当該規定に該当するかどうかを判断することとしています。「大規模な装置」とは、工場、発電所・変電所、船舶等で使用される大規模な装置であって、電気を使わずに正確・適切に測定できる水銀使用計測器が必要となるものを想定しています。

○「水銀を含まない適当な代替製品が利用可能でない場合において…高精密度の測定に使用されるものを除く。」については、条約では明確な規定がありませんが、我が国においては、測定対象物の温度、圧力等の条件（例えば、高温、高圧若しくは当該装置が激しい振動を発する場合又は反応性の高い薬品等を使用する製造工程の近傍などの特殊な環境下にある場合）に応じて要求される精密度に鑑みて、水銀を含まない適当な代替製品では達成できないものをいうこととして解釈することとしています。